

(最終講義)

国際社会の平和と人権

芹田 健太郎*

今日は、国際社会・平和・人権の三題噺の積もりでしたが、結局、私自身を語るより他にないと思い定めました。しかし、そうすると、学者が陥りがちな自画自賛と自己正当化の臭いのふんぷんとするお話になってしまうようにも思いますが、今日に免じてお許し下さい。また、国際平和については直接に触れることはありません。しかし、人権が十分に保障され、自由が享有されている社会には平和があります。そうした平和と人権の不可分性という主張を踏まえてお話をしたいと思います。

1. 国際法学をはじめの一当初の研究の力点

さて、私は1963年（昭和38年）に京都大学を卒業し、卒業と同時に大学院に進学して国際法を学び始めました。

なぜ大学院なのか。二つの理由があります。一つは国際関係ないし国際法に関する勉強がしたかったからです。実はかなり長く、小学1年生のときに亡くなった父の職と聞かされていた建築設計をやりたいと思っていたのですが、中学3年生から高校1年生の多感な時期に、1955年4月のバンドン会議、翌56年10月のハンガリー事件、スエズ動乱と続き、とくにナセル・エジプト大統領の強烈な民族主義に強い印象を受けて以来、外交官と弁護士が夢になっていたのです。二つには、学生たちとともにいる仕事に就きたかったからです。そして、有難いことに、大変良い学生たちに恵まれてきました。

大学院に入ってから、インドシナ戦争に関

* 神戸大学名誉教授
神戸大学大学院国際協力研究科教授（2004年3月まで）

してドキュメンタリーなどを読み、休戦協定の条文に基づく議論が日本になかったので1954年インドシナ停戦協定の翻訳紹介。また、1962年に独立したアルジェリアの独立戦争に関して、フランスの爆撃の問題点などにつきH. Waldock, E. Giraudなどの論文を読み、Schwarzenberger, *Legality of nuclear weapons* など、実証的なものを読みました。

しかし、修士論文のテーマには田畑茂二郎先生のお薦めで、欧州人権条約を選びました。そして、人権の実体ではなく、紛争解決の側面に焦点を当てました。

1965年に修士論文を書いた後、翌66年3月16日付けで神戸商船大学助手に採用され、9月1日から翌67年2月末まで、文部省内地研究員として京都大学法学部で研究し（国際法：田畑教授、海商法：上柳教授；実際には、太寿堂助教授と川又助教授）、68年に講師になりました。この間、論文としては、68国連、69米州を書きましたが、D 1のとき、C. Wilfred Jenks, *The Common Law of Mankind*, 1958, Stevens を65年5月に求めて読んだほか、Jenks, *International Adjudication* やら、Lisitzyn, *The ICJ* や Rosenne, *The ICJ* (1957), さらに、Schwarzenberger, *International Law as Applied by International Courts and Tribunals* を読んだり、UNRIIA 揃えたりしていた。Michel Dubisson, *La Cour Internationale* など、国際紛争処理に関する著書、裁判関係を読んでおりました。1966年10月3日の日記には、
「Prof. Leo Gross, *I.C.J.—its organization, works and future—*の講演を聴く。彼の英語

は十分にはわからなかったけれど、印象深く、問題の多さに気づかせてくれた。*International Adjudication* の問題を *lifework* にしたいと思う」とさえ書き記しております。京大院では、国際判例研究会を創り共同して判例研究を進めておりました。これは後に、田畑・太寿堂編『ケースブック国際法』にそれぞれ収録していただきました。また、66年10月には、P. Guggenheim, *Traité du Droit International*, Tome I et Tome II 求め、11月からは毎週1回私の商船大学の研究室で、金東勳兄とL. Kopelmanas, *O.N.U.*, 1947; Tunkin, *Völkerrecht der Gegenwart*, 1963の読書会を始めました。京大院では、Verdross, *Völkerrecht*; Calvez, *Souveraineté en U.R.S.S.*の読書会もしておりました。私としては紛争の平和的処理を中心にいわば乱読の時期です。

また、助手になってから当時関西学院大学におられた田岡良一先生の大学院の仏書購読に出席させていただきました。日記によると、66年10月11日、田岡先生が昼食代を出してあげるから、一緒に昼食をとったらどうかね、と言って下さり、その後昼食をご一緒させていただきました。翌67年5月16日には、田岡先生の著書・論文をどんどん読むことにして勝手に貸出帳をつくって、先生の論文を乱読し、すべて読んだ、と思っています。

1967年には夏に山手治之教授の提唱でVattel研究会が創られ、藤田久一兄、川岸繁雄兄とともに「ヴァッテル『国際法、すなわち諸国民と諸主権者の行動および事務に適用される自然法の諸原則』」の翻訳を始めまし

た(立命館法学第96号以降98号まで7回)。
68年6月からは毎月1回のCh. de Visscher
読書会。

他方で、カトリックのローマ法王ヨハネス
23世の回状「地上に平和を(地上の平和) Pa-
cem in terris 読書会(夙川) Jean XXIII Pa-
cem in Terris La paix entre les nations, fon-
dée sur la vérité, la justice, la charité, la lib-
erté—Encyclique du 11 avril 1963 (Editions
du Centurion, Paris) なども行っていました。

68年4月からは講師となり、「法学」の講
義を担当しました。69年は大学紛争が終焉に
向かう年でした。この年秋、パリに留学に発
ちました。

〈69—71留学(この間、政治亡命事件判決
相次ぐ)〉

パリでは70年秋に博士論文提出資格試験に
合格し、指導教授のポール・ルテール教授と
相談の上その承認を得て、学位論文のテーマ
を「欧州人権条約の適用と証拠の問題」と定
め、登録しましたが、諸種の事情から完成さ
せられないまま、帰国し、博士論文の口述試
験のための再渡航費用まで約束されながら、
未完に終わりました。

帰国後直ぐに、田畑先生の還暦記念に、72
政治犯と73擬装引渡を書き、75年6月、34歳
のときに、「法学」講義用に、『憲法と国際環
境』(1975)を出版しました。

『憲法と国際環境』は、当時の私としては
全身全霊を込めて、悲壮の思いで書いていた
のを思い出します。開国以来の日本の歩み、
人権、環境、PKO、安保、自衛権などを扱

い、憲法擁護ではなく、憲法創造という視点
で取り組みました。内容的に、ヨハネス23世
の回状Pacem in terrisやキリスト教の実存主
義や「人間というものは元来存在しない。ユ
ダヤ人であり、新教徒があり、旧教徒がある
だけである。フランス人が、イギリス人が、
ドイツ人があるだけである、白人が、黒人が、
黄色人種が存在するだけである。」と喝破し
たサルトル『ユダヤ人』の影響が見られます。

そして、この間、商船大学に奉職している
身として、73海洋汚染73カナダ案74汚染防止
と環境保全75油濁事故も書いています。75年
12月に、第3次国連海洋法会議に対処すべく、
外務省海洋法懇談会が設立され、これには海
洋法関係の論文をひとつでも書いている研究
者をすべて網羅する形で、私も参加させられ
ました。

77年、78年には。外国出張も、海洋汚染・
環境関係でした。77年には日本の海洋二法に
ついて書きました。

- (i) 77.01—02 フランス、イギリス、ア
メリカ海洋汚染
- (ii) 77.04 ASIL (アメリカ国際法学会)
環境法報告 ASIL Proceedings
- (iii) 78.11 シンガポール、マレーシア、
タイ、インドネシア海洋汚染調査

そして、79年5月から8月にかけて、国際
社会の中心的な立法を担っている国連国際法
委員会に政府オブザーバーとして出張させて
頂くことになりました。

こうしてみると、当初の研究の力点といっ
ても特段のものはなく、初期の十数年は、紛

争処理を中心に専門書や判例を読む傍ら、古典から近代的なものまで、あらゆるものを読み漁っていたというのが正直なところでしょうか。

2. これまでの研究の歩みと研究を支える私の問題意識・主要な関心

〈これまでの研究の歩み〉

これまでの私の研究は、大きく分けて、4つの分野すなわち国際人権保障、海洋法と領域、国家承認・政府承認、日本の国際法事例研究に分けられます。

日本の国際法学は、その研究基盤に多くの場合外国の先例を利用し、日本の先例を基盤にすることが少ない。そこで、私は主唱者として栗林忠男慶応大学現名誉教授と協力して、外務省の柳井俊二（外務次官、駐米大使を経て退官）、鈴木勝也（駐ベトナム、ブラジル大使を経て現在、日朝交渉日本政府代表）の両氏の協力を得て、1979年に国際法事例研究会を立ち上げ、安藤仁介教授らとともに、今日まで、歴代の外務省条約局法規課長および担当官と共同して日本の事例を収集・分析して計5巻を公刊してきた。

個人的には、海洋法と人権法を特に研究し、海洋法では船舶航行に絡む汚染防止問題と島の法的地位や経済水域の境界画定の問題を日本の周辺海域を念頭に置いて分析してきた。海洋汚染については特にまとまった公刊物はないが、これらは、『島の領有と経済水域の境界画定』『日本の領土』として世に問うた。

また、人権分野では、欧州の人権保障、つ

いで米州の人権保障を検討し、国連に分析を進め、日本初の『国際人権条約・資料集』を編み、さらに『国際人権規約草案註解』を編訳し、日本における国際人権保障研究に実証的方法を導入するとともに、その基盤を提供しようとした。さらに日本の事例を取り上げ、研究者のほかに、法律実務家である弁護士や運動家とも共同作業を行っていたこともあり、主唱者として1988年に「国際人権法学会」（初代理事長芦部信喜）を設立。初代事務局長から理事長を務め、昨秋名誉理事に退きました。

この間、1989年に“アジア・太平洋の人と暮らし”をテーマとする学生500人が1ヶ月間洋上をクルージングしながら学ぶ「大学洋上セミナーひょうご」や国際大学連合HUMAPの設立にかかわり、1992年の大学院国際協力研究科の設立に尽力しました。

〈研究を支える私の問題意識と主要な関心〉

1978年末、38歳の時に次のように書いた（79人権と国際法（ジュリ））。

「伝統的国際法に対する挑戦は、まず社会主義諸国から、次いで新興独立諸国から、突きつけられた。1955年4月にアジア・アフリカの29カ国を集めたアジア・アフリカ会議の平和十原則に典型的に見られる主張がそうであるといえよう。これは1961年に25カ国の参加の下に第一回会議を開いた非同盟諸国会議とあいまって、とくにアフリカの独立運動に活気を与え、開発途上国の国際的発言力の飛

躍的増大に大いに力のかしたのである。1960年代にはいると、しかし、南北問題は急速にクローズ・アップされ、1961年秋国連総会は60年代を『国連開発の10年』とする決議を採択し、南北問題に対する国際協力の幕が開かれ、国連貿易開発会議（UNCTAD）が第一回会議を1964年に開くこととなり、以後4年毎に開かれる。こうした流れを、国連総会決議にみれば、1960年の植民地独立付与宣言、1962年の天然資源に対する永久的（恒久）主権、1970年の友好関係宣言、1974年の諸国家の経済権利義務憲章という一連の“対決”決議の連鎖として把握され、伝統的国際秩序の何が挑戦を受けているのか、新しい秩序がどの方向を目指して模索を続けているのか、の輪郭がおぼろげながら浮かび上がってくるように思われる。安定的国際法の幕開けには歴史的にみた長期的展望が不可欠である。

このように、平和・人権の擁護という第二次世界大戦中からの課題に、植民地の解放・自決権、国際協力等の新たな課題が国際法に課せられることとなった。そして、平和の問題を除けば、いずれも、伝統的国際法の知らなかった課題である。これらの点においてまさに現代国際法が語られるのである。そして、これらの点については、第二次世界大戦前にその先例はないのである。このことを強く肝に銘じておかなければならない。」（『永住者の権利』所収6－7頁）

こうして、今日に至るまでの学問的な強い関心は、平和と人権の実現にあります。

後に触れますように、国際社会は共同体と

言えますが、基本形としての主権国家の併存という国際社会の構造は強固に存在します。だから、粘り強い外交交渉が必要になります。そこに、国際協調の意味があります。同時に、国際社会が共同体であるということは、まだ弱いとはいえ、国際連帯の上に、また共同体としての世界の人々の法意識の上に、人権法とか環境法は組み立てられます。また軍備規制法もそうです。だから、「平和」には、紛争処理の外交交渉こそ重要であり、そして、もし破局の場合には人道法と呼ばれるようになった武力衝突法、戦争法が最低のルールとして機能しなければならないのです。私の平和への関心は、学問的には、戦争法と紛争処理論に分かれます。

- (1) 戦争法については全く論文はありませんが、講義の中で、論じてきましたし、関心を持ち続けております。特に日本の有事法制とのからみで、もっと国際法学者は発言すべきであると感じています。
- (2) 紛争処理については「国際紛争処理論覚書」の他、99年の『島の領有と経済水域の境界画定』で大陸棚や排他的経済水域の境界画定の判例をすべて読み込み、国際判例の個別化傾向と、いわゆる衡平原則＝関連事情の考慮における主観性の拡大を指摘した際に、「判例の読み方」にも触れた程度で、国際紛争処理の分野でも、本格的に堂々と論じたものはありません。ただ誇りに思っているのは、1973年の田岡良一先生の『国際法Ⅲ＜新版＞』のお手伝いをしたことです。「法

律学の立場から世界の平和をもたらす道を考えようとすれば、国家間の争いごとを裁判によって解決してしまう制度を国際社会に樹立するより外にはないと言うのが本書を一貫して私の説こうとした思想である」と真情を吐露される先生の思想に魅せられて、同書を教科書として使い続けました。改訂作業は厳しいものでした。下書きをもって先生宅に伺い、多くの資料を横に置き、数時間も先生の前で正座して説明し、ご意見を伺い、持ち帰り調べ直し、書き直すと言う作業は、学問の厳しさを身につけさせられた辛くも嬉しく楽しい思い出です。私が同書を教科書として使い続けての疑問は、田岡先生が国際法学における紛争の平和的解決を外交交渉の終わったところから始められることであり、しかも、先生が外交交渉などの「補助的手段」と対置される「実効的手段」としての国際裁判から先ず書き始められることでした。ご承知かと思いますが、ほとんどの国際法学の教科書は、二国間交渉が終わり、第三者が介入するところからこの問題にアプローチし、国際裁判から始めます。しかし、紛争の多くは外交交渉で解決しますし、現実の国際裁判にはあまりに多くの限界があります。また、国内裁判とは違って、国際裁判でさえ二国間の交渉によって始まります。そこで、国際裁判も二国間交渉の延長上に捉えられるのではないか。

「国際紛争処理論覚書」では、その他の

通説に関する疑問点とともに、この点を明確にしようとしたものでした。ただ残念なことに、疑問をぶつけ聞いて頂けるはずの先生は、その年85年5月に忽然と逝ってしまわれ、私の論文の公刊は12月になってしまったのでした。

それはともあれ、国際法学の中に、外交交渉を正当に位置づけることは、現今の国際社会の状況を見ていると急務であるように思われます。現在も、外交交渉による解決には学問的にも関心があり、特に紛争が多発し国際協調が重要性を増している時代には、国際関係論からのアプローチのみならず、国際法学からのアプローチを試みてみたいと思っております。なお、田畑茂二郎先生はその教科書の最後の版では、これまでの版のやり方を変え、国際裁判から書き始めるのではなく、外交交渉から始めるやり方に変更されました。説明を伺えないまま、先生も逝ってしまわれました。これは私の主張と同じなのかどうか興味のあるところです。

ところで、前に述べましたように、人権法と海洋法と承認論には私にも若干の蓄積があり、人権論・承認論を通じ「国際社会」の分析してまいりました。

(3) 海洋法は、強いられた、または、与えられた分野として取り組みました。

(ア) 「強いられた」という意味は、神戸商船大学に勤務している関係で海洋法を扱うことが必須であったからです。というのは、当時船長試験に国際法とくに海洋

法があったからです。そこで「汚染と航行」の諸問題を選びました。この選択には、もう一つ理由がありました。というのは、当時、海洋法は、小田滋先生、亡くなられた高林秀雄先生などがすでに赫赫たる業績を挙げておられましたので、隙間である海洋汚染問題なら当時議論が始まったばかりであったので、何とか伍していける、と思ったからでもあります。1977年に日米の国際法学会の合同部会で、環境法と Soft Law 論について報告して以来今日までこの分野は興味を持ち続けているところですよ。

(4) 「与えられた」というのは、古くからの友人で、当時外務省法規課事務官をしておられた竹内行夫現外務次官に英仏大陸棚仲裁判決の仏文正文の翻訳の依頼を受けたからでした。この判決は、日本にとっても重要な意味をもつ、大陸棚の境界画定に関する画期的な判断だったからです。私の「境界画定」についての問題意識はこのときに創られたものです。

先にお話ししましたように、現在でも環境法には関心がありますが、いわゆる海洋法は1999年に公刊した『島の領有と経済水域の境界画定』で卒業した気分です。

3. 『国際人権条約・資料集』(1979) とその前後

〈76人権規約発効〉〈79人権規約日本につき発効〉

私の最初の学会報告は、74年秋、国連の領域内庇護宣言について(のち76領域内庇護宣言)でした。そして、庇護宣言などを基に起草されてきた条約草案について、1977年1月に開催された領域内庇護条約採択全権会議に合わせて、77年に「国連の庇護条約案」を書きました。結局は流産に終わった外交会議について一文を書き、その最後を、次のように締めくくりました。

「今回の外交会議は、これまで確実な歩みをしてきた庇護に関する国際法の発展の方向に水をさし、動きにブレーキをかけたことは否めない。なるほど、亡命は政治的であるが、だからと言って必ずしも政治化させる必要はない。むしろ、問題を政治の俎上にのせれば解決はない、とさえ言えよう。坦々とした、いわば事務的な処理がなされることこそ、緊張しきった亡命者たる個人にとっては救いである。人は国家のゲームの一つの駒ではない」(『亡命・難民保護の諸問題Ⅰ』、228頁)。

しかし、30代は「人権」について論文は書けませんでした。人権が価値の表明であり、価値を選び取ることだからです。国際人権規約がらみで、啓蒙の講演ばかりしておりました。いわば知識の切り売りです。しかし、私の講演に耳を傾ける、多くは高齢の聴衆の額のしわに刻まれた人生経験に圧倒され、人間としての自分の薄っぺらさを思い知らされ、

知識の切り売りを強く意識させられました。しかし、同時に私の話に聴き入るその皺から「知」のもつ大きな意味をも教わりました。「知」にかかわる学者の役割に対する開き直りみたいなものでした。

1976年3月に国際人権規約発効。私の人権規約についての勉強が本格化したのはこの前後のことでしょうか。国際人権規約発効記念に大阪で大人数の前で講演をしました。全国でただ一カ所だけであったかと思います。人権規約批准運動の狼煙（のろし）でもありました。

79年6月の『国際人権条約・資料集』は、「編者がここ10数年来構想してきたもの」で、「研究者にも実務家にも運動家にも不可欠と思われる国際文書を」収録しようとしていました。英語では1971年に Brownlie, Basic Documents on Human Rights が出版されていましたが、ブラウンリー教授とは異なる特色を出し、日本では初めてのもので、類書はなく、日本の学界へのいわば挑戦状でした。駆け出しの助教授に過ぎない私ひとりの名前では名のある出版社は出版を渋りました。だから、オレンジ色での挑発でした。

当時の私の目に映る、従来の国際法における「人権」論は、国際法学者のものも憲法学者のものも、条文紹介と多くは二次資料による審議の紹介と映っていました。

また、従来国際社会の変動との関連で書かれた人権に関する論文はありませんでした。そのことを強く意識して、先に私の問題意識として引用しました「79人権と国際法」を

ジュリストの求めで書きました。一般論の外、極めて具体的に、政府の国会答弁や日本の留保やさらに憲法体制と異質な条約規定などに触れて自己の見解を述べたものでした。さらに、日本が国際人権規約を批准するや、求められて、「79国際人権規約の意義と概要」を書きました。従来条文の紹介にとどまり、国際人権規約の構造や原則について言及されることがなかったので、審議過程をも踏まえてそのことを明確にし、世界人権宣言が個人本位的構成をとっているに対し、国際人権規約が団体の権利である民族自決権を個人の自由権、社会権の前に置くことによって団体本位的構成をとっていることを指摘し、また、権利享有主体として「すべての人」とか「何人も」という一般的なもののほかに、いくつかの規定で、特に「女子」とか、「児童」とかを権利享有主体としており、いわば社会的弱者保護に意を用いていることを明らかにしました。ご承知の通り、具体的には、人間というものは、男であり女であり、児童であり、少年であり、多数者に属するか少数者に属するか、等々の形で存在しており、抽象的な人間などというものは存在しないからです。この二つの論考は、後に91年の『永住者の権利』に採録し、さらに、80年の『憲法と国際環境』の改定に際して、国際人権規約を取り入れ、原則を弱者視点で議論しました。

国際人権規約は1966年12月の国連総会で採択され、その審議経過の概要については、すでに1968年2月に当時の外務省国際連合局がまとめ、『国際人権規約成立の経緯』として

印刷に付しておりましたので、憲法学者や弁護士たちが国際人権規約草案の審議過程により接近しやすいように、そして、議論がより一層深まるように、そのために81年に国連事務総長が準備した『国際人権規約草案註解』を編訳しました。そして、そのはしがきで「いわゆる六法の編纂にあたっても、国際人権規約を形式的に条約であるからという理由によって単純に国際法に分類せず、これを憲法規範として明確に捉え、憲法典に続けて収録する配慮が望まれる」と記しましたが、残念ながらいまだに実現してはおりません。

国際人権規約の翻訳は、1968年の私のものが最初でしたが、その後留学したりして規約の研究からはやや遠ざかっていたものの、『国際人権条約・資料集』(79)とその前後は、何とか国際人権規約を普及させようとそのことに一生懸命であり、弁護士や運動家など多くの人と出会った時期でした。

4. 『普遍的国際社会の成立と国際法』

(1996)

一非植民地化の国際法的意義—国際社会は合意社会から必然社会になった。

私の著書で、神戸大学から出版助成をもらったものに『普遍的国際社会の成立と国際法』(有斐閣)があります。私は不惑を迎えた1981年4月に神戸大学教授に就任しました。1979年に立ち上げた「国際法事例研究会」の最初の共同研究は、日本による新国家の承認に関する事例研究でした。この研究は、1983年に『国家承認』として日本国際問題研究所

から出版されました。私自身は、植民地の独立に極めて大きな意味を見いだしていましたので、国際社会の現実を知り、それを分析するために、全力で取り組みました。それは現代国際社会をどのように捉え、現代国際法をどのように捉えるかの問題にかかわっていたからです。

現代国際法への転換がいつから始まったかについては、いくつかの考え方があります。石本泰雄教授は、第一次世界大戦を境に国際法における力の地位が変わったことに注目し、国家による力の自由な行使が制限され国際社会による統制を受けるようになった、いわゆる戦争の違法化を理由に現代法に転換したと捉えられ、田畑茂二郎教授は、社会主義国の登場という国際社会の構造変化に注目されます。また、レリング(Röling)教授のように、キリスト教国の時代、文明国の時代、平和愛好国の時代と区分し、第二次世界大戦を大きな転換点とする者もあります。60年代から80年代までの主要な論調は、国際法の変容が社会主義諸国の誕生や、植民地解放にともなうアジア・アフリカ諸国の独立という国際法主体の文字通りの世界的規模への拡大を主要な契機とするというものでした。アメリカのフリードマン(W. Friedmann)教授や日本の田畑教授、太寿堂鼎教授などがそうでした。この点、私は社会主義諸国が既存の欧州諸国の中に誕生したこともあって、人類の歴史から見ると、非植民地化現象を最重要なものとして捉えていました。「植民地からの解放」が「人間の解放」を意味するとすれば、現代国際法

は第二次世界大戦から始まります。第二次世界大戦は、人類の歴史上初めて、人間として当然に有する権利という意味での人権が掲げられて闘われた戦争であったのであり、社会主義連邦諸国の解体が起きてみると、非植民地化こそが重要な視点であることがはっきり見えてきたといってよいでしょう。

この82年の研究などから85年には「世界の一体化と欧州『文明』の精算」を書き、「1960年の植民地独立付与宣言は、これによってヨーロッパがヨーロッパの基準の押し付けを放棄したという意味で、画期的なものである。この宣言は、国連憲章の中にみられる「人民の進歩の段階」(第73条b)による世界の人民の区別といった考えの残滓を一掃した。こうして新世界の「発見」以来支配してきた「文明」の優位という観念が精算され、「キリスト教」でもなく、「文明国」でもなく、とても一つの基準では測り難い国々が誕生し、ここに多様な国家からなる普遍的国際社会が成立したのである。」と結論づけました。

その後88年の共同研究『国交再開・政府承認』をはさんで、94年の社会主義連邦諸国の解体、95年の太平洋・カリブ海の島嶼国の独立、96年の『普遍的国際社会の成立と国際法』を出版するために書き下ろした「国際社会の変容と国際法規範の重層性—国際法、国際法学と国家観」に至る一連の新国家独立の承認にかかわる研究を通して、すべての新独立国の独立の経緯と既存国家による承認の経緯を分析しました。その結果、結論的に言え

ば、国際社会は合意社会から必然社会になり、普遍的国際社会が成立しているということでした。

ところで、国際社会の性質に触れたのは、いずれも96年刊の『普遍的国際社会の成立と国際法』の中に収録しましたが、主として95年の国家承認制度の再検討と96年の国家承認学説の批判的検討です。もちろん、国際法を、単なる個別国家相互間のバラバラの特殊関係に過ぎないと見ることは適当ではありません。この点では多くの学者に一致があります。また、一步を進めて、共通の利害関係・目的・専門事項だけの結びつきと考えるのも適当ではありません。そうした利害関係からなる社会、いわゆる利益社会 *society* は、国際社会 (*International Society*) にも該当し、誰も否定することはありません。しかし、共同社会ないし共同体 *community* は、今日では *International society* と *International community* が相互交換性あるものとして使われていることが多いとはいえ、共同体の成立に否定的な人々は、世界にある約200ほどの国家が極端に異質であることや、人種、文化、文明の相違はすべての国民を一つにするどころかばらばらにすること、あるいは、国家間のイデオロギー闘争や政治的闘争が依然として分割要因であることなどを挙げて、全国家的な普遍的共同社会はない、と主張します。しかし、フランスのグエン・コク・デイン (*Guyen Quoc Dinh*) が言うように、諸国民の間の相違があるにしても、それは諸国が一緒に生きようとする意思から生じる必然的主観的要素を排除

してしまうものではなく、倫理観の一般的同一性、正義の一般的感情、平和への一般的希求、経済的相互依存、低開発に対する闘争の必要性の普遍的承認などのその他の共通信念が必然的主観的要素を強化している。諸国民の連帯は世界規模では弱いかもしれないが、共同体の存在そのものとその結合力とを混同してはならない。国際社会は弱いとはいえ、国際連帯の上に成り立つ一つの社会である、と結論づけることができます。そういう社会の上に人権法も環境法も軍備規制法も成立するのです。

非植民地化の結果、ご承知のように、南北問題が生じました。1960年代に入り、多くの植民地が独立することによって、国際法主体である国家相互間の異質性が顕著になり、とくに発展の不均等が一挙に前面に出ることになったのです。発展段階の極端に違う国家の存在が狭義の国際協力の基盤です。現実の国際関係は、先進諸国間の関係の外、サミットに代表される北の先進諸国と、たとえばG-77に代表される南の途上諸国、あるいは、たとえば国民所得が2万ドルもある石油産出諸国と、300ドルにも満たない最貧国といった国々の間の問題であり、具体的状況に置かれた国家に着目しなければならない。ここに、「抽象的国家」ではなく、「具体的国家」観に基づく法規範が誕生したのです。具体的国家観の必要性を83年の岩波講座『基本法学 1—人』所収の「国際法における人間」で説き、そして87年の共著『ホーンブック国際法』で提唱しました。あたかも、国内法において

「抽象的人間」と「具体的人間」が語られるのに対応しています。ラートブルフ(G. Radbruch)のいう「社会化された人間」を国家に置き換えてみた、と言ってもいいかもしれません。

5. 人間くさい国際法学（『永住者の権利』のあとがき） 50才

—弱者の側に立つ—

さて、50歳のとき私は『永住者の権利』（1991）のあとがきで「人間くさい国際法学」の必要を説き、次のように書きました。

「国際法を専攻する研究者としてはややも研究対象は国家や国家関係に向き、国際社会においては国家の陰に隠れがちな生身の人間を忘れてしまう。たとえ個人を取り上げても、外交交渉の経緯とか、国際判例とか、いずれも、「いま、ここに」生きる人間との関係が見えてこない。なにが隔靴搔痒の感があり、国際法における人権研究は遠いどこか別世界のことを紹介するかのごとくであり、ましてや国際法学にかかわる国内裁判が提起されても全く役に立ちそうにもない思いがする。そもそも日本の国際法学には人間臭さが無い。著書のなかにあまり著者の息遣いが感じられず、思いもみえてこない、と言うのは言い過ぎであろうか。」

ところで、私も立法過程や裁判過程に関与したことがありました。一つは国籍法改正の際の意見陳述であり、他は裁判所に対する意見の提出です。

第一は、法制審議会国籍法部会での意見陳

述です。ご承知のように、83年2月に「国籍法改正に関する中間試案」が発表され、この国籍法改正に関する中間試案に関して、国籍法部会に求められて、国際法学会を代表する形で、意見陳述したものです。83年秋同旨学会報告を行い、84年に「国籍単一の原則に対する疑問」として公表しました。

焦点は、女子差別撤廃条約に加入するにあたって従来の父系血統優先主義から父母両系血統平等主義に改めることによって万単位 of 重国籍者が誕生することをどのようにして防ぐかということにありました。不都合として論じられるのは重国籍者の兵役義務と外交的保護の問題でした。兵役義務はいわゆる国家への忠誠義務にかかわります。そこで、これまで、国家中心の考えからは国籍は唯一でなければならない、とされてきたのです。しかし、人から見れば、人が国籍を少なくとも一つは持つ、つまり無国籍をなくすことこそが必要でした。重国籍の場合何が不都合であるのか、は拠って立つ立場によって異なります。判例・学説・歴史の分析の結果、私は、国家の側ではなく、人間の側に立ちました。人は自己が重国籍であることによって何らの不都合も不便もないのです。行政が面倒がるだけのことです。それ以上に厄介だったのは、重国籍者が良いところ取りをできるのではないかと考える一部の人たちの妬（ねた）みでした。

裁判所への意見は、戦前の日本植民地のサハリンから日本へ帰国する権利に関する86年のものと、指紋押捺を拒否した人の再入国・永住権に関する88年のものでした。

これまで国際法学者によって裁判所に提出された意見は、原爆訴訟にしろ海洋法訴訟にしろ、まさに国際法でした。しかし、人権訴訟は別です。86年の東京地裁へ提出した意見も、88の福岡地裁へ提出した意見も、人権が争われていました。

86年意見は、88年意見に比べればまだしも国際法学の守備範囲でしたが、88年意見は、まさに指紋押捺拒否にかかわる人権問題でした。私は政府部内の研究会をはずされることを覚悟して弁護側に立つことにしました。決定的に学問的真摯さを貫き、不偏不党、学問的に権力から independent であることを貫こうと考えました。後に87年の「[「自国」に戻る権利] (ジュリ893 (87.9)) と88年の「永住者の再入国の自由と国際法」 (判タ678 (88.12)) として発表したものです。

ご承知のように、1980年代は指紋を採られることに深く傷ついた人々の叫びである指紋押捺拒否が頂点に達したときでした。組織的な運動ではなく個人が声を挙げたのです。モリカワ事件や韓事件の地裁判決に触発されて「意見」として提出されてもよいと言う気持ちで書いたのが、84年の「内外人平等と品位を傷つける取扱の禁止」 (ジュリ826 (84.12)) です。人の品位を傷つける、というのはどういうことか。人が傷つくというのはどういうことか。私自身がどれだけ、そのことに敏感であり得るか、が問われました。そうした心の叫びを基盤にして、法的にどのように構成するか、が法律家に課されていました。85年には指紋押捺拒否者は7千人を超えまし

た。85年の「内のなかの異邦人」『内なる国際化』(三嶺書房、1985)でも取り上げ、03年の『地球社会の人権論』に採録しました。

さて、人権保障は人々の連帯の上にあると言いました。人間の連帯というのは、抽象的な言葉ではなく、具体的な繋がりです。まさに「人間くさい」ものでなければなりません。ナショナルな連帯を国際的なものにまで広げようとしたのが、私の現在の課題である東アジアの人たちとの協働です。02年東アジア人権委員会設立の提案が実現するのを望んでいます。これについては韓国のソウル大学で講演し、フィリピンのマニラで同趣旨の講演、さらにコスタリカでは中米人権機構議長で、緒方貞子共同議長の下で人間の安全保障委員会の委員を務められたソニア・ピカードさんの司会で講演、さらにメキシコ外務省付属外交学院でも講演しました。何らかの動きを起こせるでしょうか。

先験的イデオロギーによってではなく、人を愛するが故に、弱者の側に立つ。人のもろさ、はかなさこそが魅力だからです。「人間くさい」というのは、イデオロギーではなく、著者の人となり、人柄が伺われる、というほどのことです。学問的にゆるがせにしないのは当然のことです。先験的な判断ではなく、一人ひとりを見ることこそが大切に思えます。

6. おわりにー「最後の一人」の人権

ところで、私の思想的背景はカトリシズムです。キリスト教の実存主義とでもいえбайいのでしょうか。ご承知のように、人間の運

命は人間の手の中にあるというのが、実存主義の根本思想といえるでしょうから、実存主義はたくましいオプチミズムといえます。キリスト教の実存主義者としてはヤスパースやG.マルセルなどが、無神論の実存主義者としてはハイデッガーやサルトルなどがあげられます。大学生の頃に次のようなものを読んでいた。

1962年『フランス実存主義』(河出書房新社、世界思想教養全集24)

1960年『ベルジャーエフ著作集』(白水社)

霊の国とカエザルの国

1961年『キルケゴール』(筑摩書房、世界文学大系27)「死にいたる病」

マルセル『存在と所有』(理想社、1959重版)

竹下啓次・広瀬京一郎著『マルセルの哲学』(弘文堂、1964再版)

サルトル『ユダヤ人』(岩波新書、1956)

しかし、これらを読んで侃々諤々の議論をしていたのは遠い40年も昔の学生時代のことです。私は学部るときから大学院・助手時代を通して個人的な良い仲間を持っておりました。66年12月には第41回を数えている「律法学士★の会」(原則的に毎月1回、宇治のカルメル会修道院に泊まり、担当者の報告を聞き、奥村一郎神父の神学ノートを聴く)の仲間に、五百旗頭真教授、猪木武徳経済学教授、蒔苗暢夫哲学教授など、です。また、カトリック研究会事務局(六甲会館にて研究会)の仲間に、佐藤道生精神科医、橋本昭一経済学教授、柗真幸東洋史学者など、です。

★マタイ23<1-8>律法学者、ファリサイ派の偽善「律法学者やファリサイ派の人々は、モーセの法についている。だから、彼らの言うことはすべて実行し、また守りなさい。しかし、彼らの行いを見ならってはならない。彼らは言うだけで、実行しないからである。彼らは重い荷をたばねて人の肩に負わせるが、自分たちはそれを動かすために指一本触れようとはしない。その行いはすべて、人に見せるためのものである。たとえば、経札の幅を広くしたり、マントのふさを大きくしたりする。また、宴会の上座や会堂の上席を好み、広場であいさつされることや、人々から『先生』と呼ばれることを喜ぶ。」

こうしたことから、法学者としてのカトリシズムの方法論を先達から学ぶべく、ラートブルフ著作集全10巻と別巻（東京大学出版社）や、田中耕太郎『世界法の理論』三巻（春秋社）、『続世界法の理論（上）（下）』（有斐閣）、大沢章『国際法秩序論』（岩波書店、1931）などのほか、いくつかの自然法論を読みました。しかし、ラートブルフを別として、結局、今の私にどのように影響しているのか、正直に言って、私自身捉え切れておらず、不分明です。何よりも、私自身がとってきた、先ず人を見、事実を明らかにするという方法が、解釈論の精緻さは別として、精緻な定義や論理を必要とする方法から私を遠ざけたのでしょう。一人一人が尊くかけがえない存在である、ということだけが残って

いると言えるのでしょうか。私としては、ヨーロッパ人権裁判所がそうしたように、立法者意思を確認し、歴史の趨勢を見極め、「生きている法」を探し求めてきた、とでも言え

ばいいのでしょうか。

さて、この点では、1995年の阪神淡路大震災は私にとって大きな出来事でした。これを機に私は明確に「最後の一人の人権」を主張するようになったからです。神戸新聞の97年12月27日に「最大多数の最大幸福から脱せよ」と書きました。仮にここに百人がいるとして最大多数は九十九人です。われわれの民主主義では、最後の一人はどうしても切り捨てられるのです。しかし、最後の一人という言葉にはにわれわれは特別の思いをもっています。あの震災の身を切る寒い闇の中の救出作業で、最後の一人が助け出されるまで、われわれは必死に祈り、助け出されて安堵しました。その最後の一人の重さです。本年1月10日から16日まで昨年アルジェリア地震の被災地に参りましたが、その思いをアルジェリアの人たちと再確認しました。この百人の話は新約聖書マタイ18<10-14>の迷える羊に似せてつくったものです。

『最後の一人の生存権』という著作が教育刑主義をとったことで知られる東京帝国大学教授牧野英一にあります。関東大震災を生きた牧野の1924（大正13）年8月の札幌における家庭学校記念講演を基にした論稿ですが、第一次世界大戦後のワイマール憲法と日本の動きに関して主に所有権と契約の自由の変容を取り上げて社会政策的な方向が著しいこと

を指摘したものでした。ただ牧野は最後の一人の生存権を主張する根拠に、最後の一人まで戦うことを国民的理想とした第一次世界大戦を思い、最後の一人の生存権を保全することによってその最後の一人まで必要なら戦わせることができることを挙げていました。時代に生きた牧野の限界です。

われわれの経験では、最後の一人の生存権の根拠はわれわれの人間としての繋がりにこそあります。最後の一人が仕合わせなら、万人が仕合わせなのです。それがまさに連帯、仲間、共同体の意味だと確信しています。

いままでお話ししてきたこととは少し異なるコンテキストですが、1984年にノーベル平和賞を受賞した、アパルヘイトと闘ったデズモンド・ツツ主教が受賞記念演説を次のように締めくくっていたことを思い出します。

「いったいつになったら、人間が無限の価値をもつものだというのに私たちは気づくのでしょうか？」

人びとの人間性を無視することは、自分たちの人間性を無視することなのです。抑圧することは、たとえそれ以上ではないとしても、非抑圧者と同じくらい抑圧者の人間性を損なうのです。人間になるためには、真に自由になるためには、お互いが必要なのです。私たちは、人間の仲間、共同体、平和のなかでだけ人間となれるのです。」

時間が参りました。最後に唐突ですが、現今の社会状況を考えて、ドイツのワイツゼッカー元大統領の言葉を、私の思いも込めて、若い学生たちに贈りたいと思います。ワイツ

ゼッカー元大統領は1999年に来日され、特に関西を中心に「平和への対話」をなさいました。その際私もコーディネーターをさせていただき、また、翌年に氏が神戸大学名誉博士の称号を受けられたとき私は神戸大学を代表してワイツゼッカー氏を紹介する栄誉を与えられました。ワイツゼッカー氏は若者をこよなく愛しておられました。同氏が1985年5月8日の敗戦40周年にあたってドイツ連邦議会で行った演説は、世界的な反響を呼び、日本では「荒れ野の40年」と訳されて出版されました。40年に旧約聖書の意味を込めておられます。演説の最後はこうでした。

若い人たちにお願ひしたい。

他の人びとに対する敵意や憎悪に駆り立てられることのないようにしていただきたい。

ロシア人やアメリカ人、

ユダヤ人やトルコ人、

オールタナティヴを唱える人びとや保守主義者、

黒人や白人、

これらの人たちに対する敵意や憎悪に駆り立てられることのないようにしていただきたい。

若い人たちは、たがいに敵対するのではなく、たがいに手を取り合って生きていくことを学んでいただきたい。

民主的に選ばれたわれわれ政治家にもこのことを肝に銘じさせてくれる諸君であって欲しい。

自由を尊重しよう。

平和のために尽力しよう。

公正をよりどころにしよう。

正義については内面の規範に従おう。

今日5月8日に際し、能うかぎり真実を直視しようではありませんか。

ご静聴ありがとうございました。これで私の最終講義を終わりたいと思います。私は修士論文が公刊されるとき、奥付けに「1966年2月23日灰の水曜日」と記しました。気障だし、他に理解する人もいないと反対されましたが、敢えて記しました。皆、灰に帰るのだからという意思表示でした。最後にそのことを思い出さずにはおられません。

今日は本当にありがとうございました。

(2004年1月28日水曜日)